

地方独立行政法人の中期目標、中期計画と
総務省からの通知に基づく公立病院経営強化プランの関係性について

	地方独立行政法人法に基づく中期目標、 中期計画	総務省からの通知に基づく公立病院改革 プラン
H21年度	—	公立病院改革プラン ・平成24年度に東大阪市立総合病院を地 方公営企業法の一部適用から全部適用に
H22年度	—	
H23年度	—	
H24年度	—	
H25年度	—	—
H26年度	—	—
H27年度	—	—
H28年度	H28年10月 第1期中期目標(4年6か月)	新公立病院改革プラン ・平成28年10月に地方公営企業法全部適 用から地方独立行政法人に移行
H29年度	第1期中期計画(4年6か月) ・必要事項を記載し、新公立病院改革プラン を兼ねた	
H30年度		
R1年度		
R2年度		
R3年度	R3年4月 第2期中期目標(4年)	—
R4年度	第2期中期計画(4年) ・公立病院経営強化プランを兼ねるための 変更が必要	R5年度までに「公立病院経営強化プラン」 を策定
R5年度		
R6年度		
R7年度	R7年4月 第3期中期目標(3年～5年)	公立病院経営強化プラン ・令和9年度までの期間を標準とする
R8年度	第3期中期計画(3年～5年) ・引き続き公立病院経営強化プランを兼ね る	
R9年度		
R10年度		—
R11年度		—

公立病院経営強化プラン策定にかかる 第2 期中期目標、第2 期中期計画の変更について

1. 公立病院経営強化の必要性

以下の事由により公立病院の経営強化が必要

- 医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う持続可能な経営確保
- 新興感染症拡大時の対応における公立病院の中核的な役割
- 医師の時間外労働規制への対応
- 限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用することの必要性

2. 公立病院経営強化プランの策定

- 策定時期 令和5年度中
- 策定主体 市立東大阪医療センター
- 策定方法 新たに策定するか、設立団体が定めた中期目標に基づく中期計画にて位置付け
- 策定期間 令和9年度まで

3. 公立病院経営強化プランの内容

○役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化

特に地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど双方の間の役割分担を明確化するとともに連携強化することが重要

○医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保(特に不採算地区病院等への医師派遣を強化)
- ・医師の働き方改革への対応

○経営形態の見直し

○新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

○施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

○経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

4. 第2期中期計画修正の必要性

「2. 公立病院経営強化プランの策定」にもあるように公立病院経営強化プランを中期計画に兼ねるため、公立病院経営強化ガイドラインに従い、両計画の整合性を図る必要がある。

- ① 機能分化・連携強化について、方向性は示されているものの具体的な取組みの記載
- ② 医師の働き方改革への対応について記載はあるものの宿日直許可、医師派遣(応援)についての内容
- ③ 施設・設備にかかる期間中の経費見込み及びデジタル化への対応について追記
- ④ 計画期間中の年度別の収支計画の追記
- ⑤ 地域がん診療連携拠点病院について、高度型廃止に伴う修正、「5大がん」の記載について「主な8つのがん」へ変更
- ⑥ 「新型」感染症対応と記載について、ガイドラインに記載のある「新興」感染症対応に関する記載へ変更
- ⑦ 難病医療について、大阪府難病診療連携拠点病院の役割の1つとして「人材育成」を定めているため、これまでの取組内容について記載
- ⑧ 地域包括ケアシステム構築への貢献について、在宅復帰後に急変した際の「入院受入」に関する取組みを追記
- ⑨ 医務局に関する「時間外・休日労働」の記述について、一部修正
- ⑩ 地域医療構想にかかる以下の事項について修正
 - ・ 記載箇所の変更(第5の項目から第2の項目へ移行)
 - ・ 現状の機能別病床数を追記
 - ・ 2025年に検討している機能別病床数を追記
 - ・ 公立病院経営強化プラン対象期間の最終年度における機能別病床数を追記
(今回設定する数値目標は現中期計画の終期である令和6年度までとし、次期中期計画において令和9年度までの数値目標を設定する。)

5. 第2期中期目標修正の必要性

4. 第2期中期計画修正の必要性に基づき、以下のとおり所要の改正を行う。

- 急性期医療の記述に加えて「高度急性期」を追加
- 感染症への対応の項目について、「新興感染症への対応」に変更(具体内容は中期計画で示すもの)
- 「地域医療構想を踏まえた役割の明確化について」の項目を「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の向上に関する事項 1 (7)医療センターとして担うべき役割」の中へ移行(変更前は「第5 その他の業務運営に関する重要事項」にて記載)

地方独立行政法人市立東大阪医療センター 第2期中期目標 新旧対照表

新	旧
<p>前文</p> <p>500床を超える公立病院として、地域に必要な<u>高度急性</u>期・急性期医療の提供、採算性の面から民間医療機関では困難とされる災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供することが求められている。</p>	<p>前文</p> <p>500床を超える公立病院として、地域に必要な急性期医療の提供、採算性の面から民間医療機関では困難とされる災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供することが求められている。</p>
<p><u>令和9年度までの公立病院経営強化プランの前期部分となるよう、第2期中期計画の変更を行うよう求める。</u></p>	
<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>東大阪市及び中河内<u>二次</u>医療圏の中核病院として、<u>高度急性</u>期・急性期医療を中心に、誠実で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。</p> <p>(6) <u>新興</u>感染症への対応</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>東大阪市及び中河内医療圏の中核病院として、急性期医療を中心に、誠実で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。</p> <p>(6) 感染症への対応</p>

(7) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

(8) その他の役割

2 患者満足度の向上

(1) 患者満足度の向上

オ 高度急性期・急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。

4 地域医療機関等との連携強化

(1) 地域医療支援病院としての機能強化

ア 高度急性期・急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つこととの啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に進めること。

第5 その他の業務運営に関する重要事項

(7) その他の役割

2 患者満足度の向上

(1) 患者満足度の向上

オ 急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。

4 地域医療機関等との連携強化

(1) 地域医療支援病院としての機能強化

ア 急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つこととの啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に進めること。

第5 その他の業務運営に関する重要事項

1 中河内救命救急センターの運営

ア 現在の指定管理期間満了となる令和9年4月以降の運営について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。

2 施設整備に関する事項

1 中河内救命救急センターの運営

ア 現在の指定管理期間満了となる令和4年4月以降の運営について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。

2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

中期目標に定めたもの他、地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

3 施設整備に関する事項

地方独立行政法人市立東大阪医療センター 第2期中期目標 (変更案)

前 文

地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という）は、国指定の地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、救急指定病院、災害拠点病院、管理型臨床研修指定病院などの公的、教育的役割をもち、地域の中核病院としての機能を担ってきた。

近年、少子高齢化に伴い社会保障制度改革、医療法改正など、国の医療行政が劇的に変化しているなかで、医療センターにおいては、平成28年10月に地方独立行政法人に移行し、このような医療情勢の変化に迅速に対応してきた。500床を超える公立病院として、地域に必要な高度急性期・急性期医療の提供、採算性の面から民間医療機関では困難とされる災害時医療などを、安定した経営基盤のもとで継続的に提供することが求められている。

第1期中期目標期間においては、職員の積極的な採用による人材確保、ICU（集中治療室）の増床、NICU（新生児特定集中治療室）の移転改修、ハイブリッド手術室の新設等、集中治療部門・手術部門の整備を行いつつ、経営状況については収支の改善が一定図られてきた。

第2期中期目標期間においても、引き続き、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめとする人材を確保・育成し、ONE TEAM（ワンチーム）となつて、患者ファーストの医療提供、更なる収支改善に取り組まれたい。

また、地域の急性期医療の担い手として、特にながん診療・救急医療の充実、地域の医療・介護関係機関及び市の関係部局との連携強化を図り、誠実で良質な医療を適切に提供することにより、市民から選ばれ、かつ職員にとって働きがいのある医療センターとなることを期待する。

なお、第2期中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定、進捗管理を行い、常に改善していくことを求めている。

令和9年度までの公立病院経営強化プランの前期部分となるよう、第2期中期計画の変更を行うよう求める。

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

東大阪市及び中河内二次医療圏の中核病院として、高度急性期・急性期医療を中心に、誠実で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地

域の医療水準の向上に貢献すること。

また、信頼できる対応、患者や家族のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上を意識した治療、より快適な環境整備等に努めること。

1 医療センターとして担うべき役割

(1) 救急医療

ア 24時間365日の救急医療体制の維持・充実を図ること。

イ 中河内救命救急センターとの連携を強化することにより、救急医療の充実に努めること。

(2) 小児医療、周産期医療

ア 小児救急病院として、小児救急医療体制の充実を図ること。

イ 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。

ウ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。

(3) がん医療

国指定の地域がん診療連携拠点病院としてがん診療機能を強化すること。

(4) 4疾病に対する医療

4疾病（脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）に対する医療水準の向上に努めること。

(5) 災害時医療

ア 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えると共に、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。

イ 災害拠点病院として求められる機能の維持・向上に努めること。

(6) 新興感染症への対応

新型ウイルスによる感染症等、健康危機事象が発生した時は市の担当部署等と連携してその対応を講じ、公的病院としての役割を果たすこと。

(7) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

(8) その他の役割

ア 検診、公開講座等を通じて疾病予防の啓発を行うこと。

イ 難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。

ウ 臨床研究を行うことにより、治療方法の開発や病気の原因解明に取り組むこと。

エ 市が行う保健・福祉関連施策に協力し、関係部署との連携を図ること。

2 患者満足度の向上

(1) 患者満足度の向上

- ア 患者満足度を向上させることは、経営の健全化にも繋がる重要な要素であることから、定期的にアンケートを行うなど、患者の満足度のモニタリングを行い、満足度の向上に努めること。
- イ 院内で働く全ての職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、研修等により日々向上に努めること。
- ウ 入院患者を中心としたきめ細やかな配慮を行うことで、入院中の生活面での不安を取り除き、病状の回復に専念できる快適な環境を提供すること。
- エ 外来患者の診察・検査・会計の待ち時間を短縮し、院内滞在時間の短縮に努めること。
- オ 高度急性期・急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。

(2) 院内環境の快適性の向上

- ア 患者や来院者に、より清潔で快適な療養環境を提供するため、院内の整理、整頓及び美化に努めること。
- イ 施設の維持補修を計画的に行うと共に、誰もが利用しやすい環境を整備すること。
- ウ ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

3 信頼性の向上と情報発信

(1) 医療の質・安全対策

- ア 安全・安心で質の高い医療を効率的に提供できているか第三者による評価を受け、継続的に業務改善活動に取り組むこと。
- イ 医療安全対策やインフォームド・コンセントを徹底すること。

(2) 情報発信、個人情報保護

- ア ウェブサイト等により、受診案内、医療情報、診療実績及び法人の経営状況等を積極的に発信することで患者や地域との信頼関係を築き、選ばれる病院となるよう努めること。
- イ 患者の権利を尊重するとともに、個人情報保護について適切に対処し、信頼性の向上に努めること。

4 地域医療機関等との連携強化

(1) 地域医療支援病院としての機能強化

- ア 高度急性期・急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つことの啓発を行い、

病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に行い、機能分担を進めること。

イ 院内の施設・設備を地域に開放し共同診療を行うほか、地域医療確保のための研修会の開催を行うこと。

(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献

ア 医療・介護・福祉施設や市と連携し、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

イ 医療ネットワーク構築に関する協議会等において、地域の中核病院としての役割を担うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、意思決定の仕組みや指示システムの構築を始め、業務運営の改善を行うこと。

また、働きたいと思われ、選ばれる病院となるよう、人事給与制度の構築や職場環境の改善、人材育成など、職員の満足度が向上する施策を展開すること。

1 業務運営体制の構築

(1) 病院の理念と基本方針の浸透

医療センターの理念と基本方針を、委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。

(2) 内部統制

ア 地方独立行政法人に求められる内部統制の目的に留意し、当該中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、医療センターの設立目的を有効かつ効率的に果たすための仕組みを適切に運用すること。

イ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図り、リスクマネジメント体制を構築すること。

ウ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営を引き続き行うこと。

(3) 適切かつ弾力的な人員配置

各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(4) 医療資源等の有効活用

ア 病床、手術室の稼働状況に注視し、その効果的な活用に努めること。

イ 医療機器の購入後は、投資に見合った活用ができていないか継続的に確認し、必要に応じて見直しを図ること。

2 人材の確保と育成

(1) 人材の確保

- ア 医療センターが提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の安定確保に努めること。
- イ 病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。

(2) 人材の育成

職員の職務能力・コミュニケーション能力の向上など役割に応じた多様な研修による人材育成を戦略的・計画的に行うこと。特に、職員の意識改革を図る措置を講じること。

(3) 人事給与制度

- ア 職員の業務や能力を適切に評価できる人事評価制度の構築を検討すること。
- イ 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。

(4) 職員満足度の向上

- ア ワークライフバランスに配慮した働きやすい就労環境の整備に努めること。
- イ 職員が満足して働くことができているか定期的に測定し、適切に評価すること。
また、その結果を現場にフィードバックし、結果の有効活用を図ること。
- ウ 職員が明確なキャリアプランを描けるよう支援するとともに、自己研鑽を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

地方独立行政法人の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、収入確保及び費用の節減、その他中期目標に定める種々の経営改善に取り組み、財務内容の改善を図ること。

1 経営基盤の確立

- ア 毎年度の経常収支比率を改善すること。
- イ 業務運営に必要な資金を安定的に確保すること。

2 収入の確保

- ア 法改正や診療報酬改定に対して迅速に対応し、新たな基準・加算の取得などにより収益を確保すること。
- イ 地域医療機関からの新規紹介患者の増加を図り、新規入院患者の増加及び病床利用率の向上による増収を目指すこと。

- ウ 医療事務の電子化と精度向上を図り、適切な診療報酬の請求に努めること。
- エ 未収金の未然防止対策及び早期回収に努めること。
- オ 診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。

3 費用の節減

- ア 人件費比率の適正化を図ること。
- イ 後発医薬品採用の更なる促進を図ること。
- ウ 診療材料等の調達コストの削減を図ること。
- エ 各種契約の見直し（仕様の見直し、複数年契約等）により、経費の削減を図ること。

第5 その他の業務運営に関する重要事項

1 中河内救命救急センターの運営

- ア 現在の指定管理期間満了となる令和9年4月以降の運営について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。
- イ 医療センターと中河内救命救急センターの連携強化による効率化など、相乗効果を発揮すること。
- ウ 事業運営に当たっては収支状況に注視し、管理運営事業の委託者である大阪府と十分な調整を図ること。

2 施設整備に関する事項

- ア 建築から20年以上経過した施設・設備について、計画的に適切な点検・改修・更新を行い、長寿命化を進めること。
- イ 従来の想定を超える災害発生時に対応できるよう、施設の強靱化について検討し、取組を進めること。

(案)

令和5年 月 日

東大阪市長 野田 義和 様

地方独立行政法人

市立東大阪医療センター評価委員会

委員 長	津 森 孝 生
委 員	北 野 恵 子
委 員	喜 馬 通 博
委 員	塩 尻 明 夫
委 員	田 中 崇 公
委 員	弘 川 摩 子
委 員	米 山 隆 夫

意 見 書

地方独立行政法人市立東大阪医療センターに係る第2期中期目標（変更案）について、地方独立行政法人法第25条第3項に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

第2期中期目標（変更案）について、別添のとおり定めることが適当と判断します。

以上